

別表 1

メニュー	助 成 内 容	事業採択基準等
化学肥料使用量低減支援	<p>化学肥料の使用量の低減を促進するため、施肥低減に必要な機械の整備に必要な経費に助成する。</p> <p>1 助成対象 可変施肥機能付き田植機、局所施肥機能付き畝立て機、可変施肥ブロードキャスター 等</p>	<p>1 事業実施主体 認定農業者、認定就農者 等</p> <p>2 成果目標 事業実施前と比較して、事業実施後の10a当たりの化学肥料（窒素・リン酸・カリウム成分）の使用量を2割以上低減すること。</p>
堆肥等利活用促進支援	<p>堆肥等の利活用を促進するため、広域的な堆肥の利活用に必要な機械・施設等の経費に助成する。</p> <p>1 助成対象 ペレット堆肥成形機、堆肥原料前処理機、堆肥散布機、堆肥関連施設の整備 等</p>	<p>1 事業実施主体 農業協同組合 等</p> <p>2 成果目標 事業実施後の堆肥の生産量又は散布量が100t以上増加すること。</p> <p>3 その他 令和5年7月6日から令和5年12月26日までに採択された事業のみを対象とする。</p>
有機農業取組拡大支援	<p>有機農業の取組拡大を図るため、雑草防除や種子の温湯処理に必要な機械の導入を支援する。</p> <p>1 助成対象 中耕除草機、水田駆動除草機、温湯処理機 等</p>	<p>1 事業実施主体 認定農業者、認定就農者 等</p> <p>2 成果目標 有機栽培面積を増加する計画を有し、原則として事業実施翌年度までに事業実施前と比較して確実に10a以上面積増加が図られること。</p> <p>3 その他 事業実施主体は、有機JAS認証又は特別栽培農産物認証（無農薬・無化学肥料栽培）を取得している、又は原則として事業実施翌年度内に取得すること。</p>